## 商店会等街路灯へのフラッグ広告掲出に関するチェックシート

区分	No	許可基準の内容	チェック
許可基準	1	一の街路灯につき広告物は、1対に限ります。	
	2	広告物本体の大きさは、1張あたり横0.5m以内、縦1.2m以内とします。	
	3	歩道と車道の区別のある道路の街路灯に広告物を設置する場合(片側に限り歩道がある道路の歩道と反対側にある街路灯に広告物を設置する場合を除く。)にあっては、原則として、 歩道側に設置し、その下端は、地上2.5メートル以上とします。	
	4	歩道と車道の区別のない道路の街路灯及び片側に限り歩道がある道路の歩道と反対側にある街路灯に広告物を設置する場合にあっては、原則として、道路の中心線の反対側に向けて設置し、その下端は、地上4.7メートル以上とします。	
	5	同一の道路に設置する場合にあっては、できる限り位置、形状及び規模を統一します。	
	6	広告物の設置場所は、道路が交差し、接続し、または屈曲する部分以外の交通に支障のない場所に立地する街路灯とします。	
	7	街路灯の照明の効用を著しく妨げないものとします。	
	8	広告物の材質は、布製、またはこれに類するもので、不燃性かつ反射材でないものとしま す。	
	9	広告物は、強風時に落下しないよう、 2 点以上で留め付け、通気性が高いものとするなど、十分な安全対策を講じることとします。	
区分	No	ガイドラインの内容	チェック
	1	地域のまちなみや景観と調和したデザインとします。	
基本的事項	2	様々なデザインの広告物が乱雑に掲出されることのないよう、一定の区域ごとに、規則性 と統一性が感じられるデザインとします。	
	3	原則として、広告物の一部に商店会等の名称又は愛称等を表示します。また、その際、商店会等の名称又は愛称等と広告の内容が明確に区別できるようなレイアウトデザインを行うこととします。	
	4	原則として、広告物の一部に広告料収入が地域活動に貢献していることがわかる表示をし ます。	
	5	1広告面につき、1企業かつ1広告とします。	
	6	身体の一部分(目、鼻、口等)を強調した広告表現は控えることとします。	
交	1	通行人等に対し危害をおよぼす恐れのあるものは、使用しないこととします。	
父通安全の確保	2	信号機又は道路標識等の効用を妨げるものは、使用しないこととします。	
	3	通行人等の注意を著しく阻害する恐れのあるものは、 使用しないこととします。 ア 4コマ漫画等ストーリー性のあるもの イ 文字表記が多いもの、また絵柄や文字が過密しているもの ウ 同一規格内容を過剰に複数表示したもの	
	4	通行人等を幻惑させる恐れのあるものは、使用しないこととします。 ア 映像装置、発光、蛍光、反射素材、トリック効果等を有するもの	

区分	No	ガイドラインの内容	チェック
青少年の保護人権の尊重	1	暴力又はわいせつ性を連想・想起させるものに該当しないこととします。	
	2	ギャンブルを肯定等するものに該当しないこととします。	
	3	青少年の人体、精神又は教育に有害なものに該当しないこととします。	
	4	性を意識させるようなデザインに該当しないこととします。	
	1	人を人種、国籍、性別、身体的特徴、年齢、教育、思想等により差別するものに該当しな いこととします。	
	2	人又は法人等の名誉等を毀損するものに該当しないこととします。	
消	1	虚偽の内容を表示するものに該当しないこととします。	
— 費 者 — 保	2	法令等で認められていない業種、商法、商品等を表示するもの又は肯定するものに該当し	
		ないこととします。	
	3	国家資格に基づかない者が行う療法等に関するものに該当しないこととします。	
護	4	誇大・比較広告等手法上議論があるものに該当しないこととします。	
朿支	5	責任の所在が明確でないものに該当しないこととします。	
	1	卑劣な内容・デザインのものに該当しないこととします。	
その他	2	風俗営業に関連するものに該当しないこととします。	
	3	布教を目的とするものに該当しないこととします。	
	4	政治的意見発表や論争の場となるおそれがあるものに該当しないこととします。	
	5	著作権、商標権、肖像権等の権利を侵害しないこととします。	
	6	その他社会風紀を乱すおそれのあるものに該当しないこととします。	